

男性相談の現場から見たジェンダーの「今」

著者	濱田 智崇
雑誌名	心の危機と臨床の知
巻	6
ページ	97-113
発行年	2005-02-17
URL	http://doi.org/10.14990/00002538

男性相談の現場から見た

ジェンダーの「今」

濱田 智崇

はじめに

筆者が現在代表を務める男性専用相談電話『男』悩みのホットライン^①が開設から一〇年目に入った。月に二回（後に月三回に拡充）、一回二時間という限られた受付時間ながら、これまでに受けた電話はのべ一〇〇〇件を超える。本稿では、『男』悩みのホットラインに、開設準備から関わっている筆者が、これまでの歩みと現状を報告し、男性が抱えるこころの問題を通じて、今の日本のジェンダーのあり方にスポットを当ててみる。さらに、男性問題に興味を持ちつつ^②、臨床心理学を専門としている筆者の立場から、当研究所で今後計画されている研究テーマ「性的差異の社会的未来」に向けてひとつの問題提起としたい。

I 『男』悩みのホットラインとは

『男』悩みのホットラインの最大の特徴は、「男性が女性から悩みを聴く」ということである。「女性専用相談電話」は多数存在するが、「男性専用相談電話」すなわち、男性が悩みこ

と、特に女性には言いづらいことを話せる相談電話は、長い間全くなかった。一九九五年に開設された『男』悩みのホットライン（以下MHLと記す）は、日本で初めての、そして現在でも数少ない、男性による男性のための相談電話である。

1 開設までの経緯

男性が旧来の「男らしさ」に縛られることなく、女性を抑圧することもなく、いきいきと生活するにはどうしたらよいか。こうした思いを抱いた男性数名が、関西でプロジェクトチームを結成したのは一九九四年五月であった。年齢や職業は様々であったが、全員が自らのジェンダーについて何らかの問題意識を持っていた。それまでにこのメンバーの一部は、妻や恋人に対する暴力をやめ、男性が暴力なしで生きる方法について書かれたアメリカのハンドブック *Learning To Live Without Violence*^③ を自主的に邦訳していた。そして、「ドメスティックバイオレンス（以下DVと記す）をやめたい」と思っている男たちに、何か具体的なサポートをしたい」という気持ちから相談電話を思い立った、これがMHLの始まりである。

ジェンダーの問題に理解のあった臨床心理士・黒木賢一^④に相談員としての研修を依頼し、日本で初めての男性専用相談電話開設準備が始まった。「男性が女性から悩みを聴く」という、これまででありそうで誰もしてこなかった試みだけに、色々な意味で手探りでの準備だった。

準備の過程で、相談の対象をDVだけに絞るのではなく、

「男性が抱える悩み」を「男性自身が語る」場合に限り「男性の相談員が聴く」ことを、この電話相談の独自性として貫くことが決まっていた。メンバーがデイスカッションを重ねるうちに、「男性として生きる上で抱える悩み」にはさまざまなものが想定されること、そしてそれを聴いてくれるところがないことに改めて気づいたためである。また、当時DVという概念の社会的認知度がまだ低く、DVという用語すら一般には知られていなかったことから、それだけを対象にするのは時期尚早と判断されたためでもある。研修を重ねるうちに、最初はどちらかといえば、「今まで自分たちが学んだジェンダーの問題に関するノウハウを、電話をかけてきた人に伝える」ことを想定していたメンバーも、「傾聴」「共感」「受容」といったカウンセリングの基本の大切さを実感するようになり、「聴く」体勢ができていった。さらに、我々の試みが行政にも認められ、大阪府ジャンプ活動助成金を、男性グループとして初めて受けることができた。

いよいよ開設に向けて具体的な準備を進めていたときに、阪神淡路大震災が我々を襲った。メンバーの一人を失うなど、その痛手は大きかったが、予定より少し遅れて一九九五年一月にMHLはスタートした。これに先立ち、大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）の協力を得て、臨時相談電話「男の悩みホットライン」（九月～一〇月）を開催したところ、この時からすでに大きな反響があった。我々は当初、「男性から果たして電話がかかってくるのか」という不安を少なからず抱いていたが、それはすぐに吹き飛ぶことになった。現

代日本の男性は我々が想像していた以上に「悩みを語りたかった」しかし「聴いてくれるところがなかった」と言える。

2 開設からの歩みと現状

MHLでは、開設からの九年間（一九九五年一月から二〇〇四年一〇月末まで）に二三七回相談を実施し、のべ一〇三件の電話を受けた。この件数には無言電話、問い合わせの電話、女性からの電話なども含むため、単純計算ではあるが、それでも一回（二時間）に平均して約四・七件の電話がかかってくることになる。このペースは、開設以来現在まであまり変動がない。初期には、マスコミに取りあげられた直後一時的に件数が増えるなど多少の変動はあったものの、現在はある程度定着したようで、コンスタントに電話がかかってくる。回線が一本であるため、相談を終えて受話器を置くとすぐに次の電話がかかってくるというところもしばしばであり、需要の高さがうかがえる。

実際、コーラー（電話をかけてくる人）に「やっとながった。ずっと話し中だった。」と言われることも多かった。この需要に応えるべく、月二回だった実施日を、二〇〇三年二月以降は月三回（第一・第二・第三月曜日）に拡充している。開設時に六名だった相談員は現在一三名に増え、実施日には交代で常に複数名が待機するようにしている。実施日からは交代で常任の第四月曜日は、相談員の技量の維持・向上のため、全員が集まって研修を行っており、スーパードヴィジョンを現在、羽下大信⁸⁾に依頼している。相談員一三名中、臨床

心理士が二名、産業カウンセラーが一名いるが、男性問題の当事者が、当事者の立場で悩みを聴くことを基本スタンスとしている。そのため、男性問題に関してある程度共通の問題意識を持ち、カウンセリングに関する研修、及び男性問題に関する研修（ともにMHLの定める時間数）を受けた男性が相談員の資格を持つことになる。相談員の年齢は二〇代から五〇代まで、職業は様々である。なお、相談員はボランティアであり、会費を出し合うことでMHLは維持されている。

一一〇三件の電話から無言電話などを除いた、「男性が自らの悩みを語ったもの」について分析を行った。その結果、まずコーラーの年齢層は、一〇代から七〇代まで幅広いことが分かった。ただし、年齢をこちらから尋ねているわけではないので、コーラーが自発的に明かしたケースしか判明していない。しかし、あらゆる年齢層から相談があることは確かなのである。判明した範囲では、三〇代が最も多く、次に多いのが二〇代である。コーラーの住所についても同様に全てのケースを確認できないが、北は北海道から南は沖縄まで例があり、耳慣れない方言に相談員が戸惑うようなケースが散見することからも、関西を中心に全国的に利用されていることが推測される。

相談の内容別で件数が最も多いのは、「性（セクシュアリティ）に関する悩み」で、全体の約四〇%を占める。次いで「自分の性格や生き方に関する悩み」「夫婦間の問題（性・DVに直接関係するものを除く）」「DV」の三つがほぼ同数で、それぞれ全体の一三%から一四%を占めている。これらにつ

いて詳細は後述する。

ここで、無言電話に関連して若干付け加えておく。無言電話の後かかってきた電話で、コーラーが非常に話しくそうに悩みを切り出す、といったことがしばしば見られる。こうしたことが女性の場合にも見られるのかについては資料がなく、男性に限って論じることはできない。しかし、無言電話をかけることまではしなくても、コーラーの多くが、「しよもないことですが」「こんなこと聞いてもらっていいのかわかりませんが」等の言葉をまず発し、いわば助走をつけてから本題に入る。あるいは問い合わせと称して、「本当にどんなことでも聞いてくれるのか」と確認してくる。そんな様子から、男性が悩みを相談するにあたって、敷居の高さを感じたり、躊躇が生じたりしていることは、想像に難くない。恐る恐る電話してみても、相手の声や反応をうかがい、その後内容を切り出す、といったことが電話の向こう側で行われることは少なくないようである。

II 寄せられる相談内容から見えてくるもの

1 性（セクシュアリティ）に関する悩み

MHLには非常に多くの「性に関する悩み」が寄せられており、全体の四割がこれに該当すると考えられる。助言や情報提供で解決するケースから、精神的に傷ついたコーラーが何度もうくり返し電話をかけてきて苦しみを語るケースまで、その「深刻度」もさまざまである。「性に関する悩み」は、M

HJの「男性が男性の悩みを聴く」という特徴が、男性にとって有効に作用している代表的な相談内容であろう。こうした内容は男性から女性相談員に対しては非常に打ち明けづらいことがある。単純に恥ずかしいという思いがあるかもしれないが、自分が性の悩みを抱えているというのとは重大な「男の弱み」であり、そのような弱みを女性に打ち明けるのもつてのほかという意識を持つ人もいるようである。

女性相談員にとっても男性の「性に関する悩み」への対応は難しいものと思われる。女性相談員の立場からすれば、性的な話を聴かされるのが、内容によっては、自らが性的対象とされる感じを持つことにつながり、そのことで傷つく可能性がある。さらに相談電話では一般的に、男性が女性相談員に性的な話をして楽しむいわゆる「セックステレホン」が問題視されており、日本電話相談学会においても繰り返しその対応について議論されている。残念ながら実際セックステレホンは少なからず存在するようである。しかし、女性相談員が聴く場合は、男性が真剣に性の悩みを語っていても、内容によってはセックステレホンと同等に受け取られてしまう、あるいはセックステレホンと同じような精神的ダメージを相談員に与えてしまう可能性が考えられる。また、MHJにも、セックステレホンと思われる電話がかかってくることもあるが、ほとんどが女性を性的対象としたファンタジーを男性に語るることによって楽しむパターンで、同性愛者からの、相談員を性的対象とする電話はごく少数である。これらのことから、男性が男性の性について話を聴く場合には、相談員が女性

の場合のように直接傷つくことは少なく、コーラーが語る悩みを悩みとして受け止めて聴くことができるかと我々は考えている。

「性に関する悩み」は多数あるが、その内容は多岐にわたリ、含まれる範囲が若干広すぎる感がある。そこでさらにおおまかに分類すると、「性器」「性的嫌がらせ」「性行為」に関する相談が多く寄せられていることが分かる。それぞれについて以下に述べる。

性器

自分の性器が他人のものより小さい、あるいは大きいのではないか、あるいは形がおかしいのではないかと誰にも相談できないまま一人で悩み続け、MHJに電話をしてくる。こうした、男性が自らの性器の大きさや形状を気にするケースは多い。思春期あるいは青年期の、比較的若い世代に多い印象があるが、若年層に限られるわけではない。その多さは、男性の性器が単なる身体の器官のひとつではなく、「強く、たくましく」といういわゆる「男らしさ」のシンボルとして扱われてきたことを端的に示している。コーラーが自らの性器について語るとき、その呼び名として「男性自身」という言葉が使用されることがある。まさに男性器は「男性自身」「男性としての自分自身」であるという意識を植え付けられてしまっているのではないだろうか。

その男性器に関して「大きい方がよい」「こういう形がよい」あるいは「こうでないと女性に嫌われる」といった情報はメ

ディアに氾濫している。自分の性器がそうした基準に当てはまらない場合、そのことが彼にとって大変大きな意味を持つことになる。男性器イコール「男性自身」ひいては「自身身」であるがゆえに、「男性器の欠陥」(実際には欠陥ではないのだが)イコール「自分という存在の男性としての欠陥」として認識されてしまうからである。身体の一器官の大きさや形状が、社会によって意味づけられ、社会的基準に当てはまらなければならぬということ自体、本来は疑問を感じて当然のことと言えよう。しかし男性にとつての性器は「一器官」以上の意味を持っているがゆえに、植えつけられてしまった「男らしさ」の「こうあるべき」の思い込みを否定し、その価値観に抵抗することはかなり困難と思われる。そしてそれを満たさない自らへの失望や傷つきは、深刻なものになる。

MHLでは、そうしたコーラーのつらさを受け止めつつ、必要に応じて正確な情報を提供するとともに、「こうあるべき」という縛りからコーラーが抜け出し、自分の個性を受け入れるための手助けをしている。

性的嫌がらせ

性器の大きさや形に関して一人で悩むだけでなく、実際に嫌がらせやいじめを受けてきたようなケースになると、事態はさらに深刻である。周りから、自分の性器について悪口を言われる、触られる、人前にさらされるなどの嫌がらせを受け、こころに深い傷を負ってしまった人は少なくない。一〇代、二〇代からの相談が多くの割合を占め、性的嫌がらせを

きっかけに、不登校や長期の引きこもりになってしまっているケースもある。

「性的嫌がらせ(セクシャルハラスメント)」と言えば、加害者と被害者は異性であることが一般的には前提のようになっていいる。しかしMHLが相談を受ける性的嫌がらせのほとんどが、加害者も男性であることは注目すべき点であろう。

思春期に周りの男性の性器の大きさや形が気になった、という経験を持つ男性は少なくないと思われる。そうしたことに心が向くのは特に思春期であれば至極当然のことであるが、一歩進むと、場合によってはいじめや嫌がらせに発展してしまう。性器に関する嫌がらせは、裏を返せば、自分の性器が「このくらい大きすぎてはいけないのではないか」「こういう形はおかしいのではないか」という不安の現れと考えられる。そしてそれは、日本に蔓延してきた「男らしさ」の無言のプレッシャーから来る不安とも言える。つまり嫌がらせをしてしまう側、加害者は元を正せば「男らしさ」の被害者である。彼らが「男らしさ」のプレッシャーから受けた不安や傷を処理するために、それを嫌がらせという形で他者へ向けていくと考えられる。一方で、嫌がらせの被害者はすでに社会的「男らしさ」から傷つけられている人たちであり、そこに嫌がらせが加わって二重に傷つくことになる。その上、社会からの「男らしくあるべき」というメッセージと、周りからの嫌がらせが結びつくこと、そちらの価値観が「正しい」と認知され、それにそぐわない「悪い」自分を自分で責めるという構造ができてしまう。実際に、性器に対する自傷行為

を伴う痛ましいケースもあり、こうした苦しみを受け止める場が必要とされている。

性行為

性行為に関するトラブルが、相談や治療の対象になることとして徐々に社会的に認知されるようになってきている。しかし、性行為について相談に乗ってもらえる治療機関はまだ非常に少ない。MHLにもこうした相談はしばしばあり、中でも代表的なのは、勃起障害（ED）やセックスストレスの問題である。

勃起障害という言葉自体は、近年の治療薬の普及により、一般に認知されつつある。それでもまだ、男性が自分の勃起障害について相談することには、かなり大きな抵抗があると思われる。その理由の一つとしてやはり「勃起」と「男らしさ」の価値観が切り離せないことが考えられる。「勃起する」イコール「男らしい」という思いこみ故に、「勃起障害」イコール「男らしさを失った」、すなわち「男として価値がない」と捉えてしまい、一人苦悩するケースは多い。

勃起という現象には、心理的な要素が大きく働く。些細であっても性的なことと結びつきにくい事柄が頭をよぎると、意識が集中できなくなり、勃起しなくなるという事態は珍しくない。この事実は意外に男性に自覚されていないようで、勃起がうまくできないと即、性器の機能的障害、ひいては自分に男性としての欠陥があるかのように捉えてしまいがちである。心因性の勃起障害の中でも、代表的なのは予期不安によるものであろう。「うまく行かないのではないか」「相手

喜ばせることが出来るだろうか」といった不安が前景化し、勃起しなくなってしまうものである。偶然何かの拍子に、勃起がうまく行かなかった時、「こういう日もあるか」と本人が思えたり、あるいはパートナーがその事態を肯定的に受け入れてくれたりすれば、こうした予期不安による慢性的な勃起障害へは至らないであろう。しかし、自ら深刻に捉えてしまったら、パートナーの態度や発言に傷つけられてしまったりと「男らしくなくなつた」という失望や「男らしくあるべきなのに」という焦りを呼び、これらが勃起障害の心因を強化する方向に働いてしまうことが考えられる。

こうした勃起障害が、セックスストレスへ発展してしまう場合もある。勃起がうまく行かないことに直面する恐怖から、性行為への恐れを抱き、さらにはパートナーと性的な雰囲気になること自体まで怖れるようになってしまうケース、あるいはパートナーを喜ばせてあげないといけないという思いが強すぎて精神的負担になり、性行為を避けるケースなどである。

以上ここでは代表的なものだけを挙げたが、男性にとつての性の悩みは多種多様である。そして「男らしさ」と直結しやすく、非常に大きなウェイトを占める問題であるのに、これまで真剣に取り扱われて来なかつたくらいがある。「男らしさ」の文化の中では、性的なことを語るのはいわゆる「猥談」くらいしか許されてこなかつた。男性が性のことで悩んでも、他人に（男性同士でも）語るのには恥とされ、性に関する悩みを持つこと自体が恥とされるような価値観がまかり通つてき

たのではないだろうか。現在、そうした「男らしさ」の縛りの中で苦しむ男性が実に多く存在することを、MHLの相談内容から推察することが出来る。

2 自分の性格・生き方に関する悩み

性に関する相談に次いで多い、自分の性格や生き方についての相談は、非常に大雑把であるが次の二つに分類できる。ひとつは「もっと男らしくになりたい」「情けない奴だとバカにされたことを見返してやりたい」といった旧来の「男らしさ」の価値観に向かうものである。そしてもうひとつは「本当は周りとの競争をやめたい」「自分はしたくないのに男らしくしろと言われて辛い」など「男らしさ」から脱却する方向へ向かうものである。これら両方に共通しているのは、旧来の「男らしさ」に、男性自身が様々な生活場面で苦しんでいる現状であろう。「男らしさ」を厳密に定義するのは困難かもしれない。しかしこれまで「男らしさ」の範疇に入れられてきた、実は男性にとって縛りとなる価値観は、具体例としては生活のあちこちに見いだすことができる。「勉強（スポーツ）がでなければならぬ」「体が強くなければならぬ」「背が高くなければならぬ」「仕事がでなければならぬ」「背が高くないのはならない」「泣いてはならない」「酒に強くなければならない」「女性をリードしなくてはならない」「稼いで家族を養わなければならぬ」「勝負には勝たなければならぬ」等々。これらはいくまでも、歴史的・社会的に作られてきた「男らしさ」であり、決定的なものではなく思い込みであり、

変えることができるものである。しかしその縛りは非常に強固で、強くあるべきという「男らしさ」に反する「弱さ」の内を、男性が認めるのは容易なことではない。

男性を取り巻く社会的状況は、確実に変わりつつある。旧来のジェンダーを何の疑いもなく受け入れ、何の葛藤もなく社会生活をやり抜ける男性が、現在果たしてどれほどいるだろうか。ただ一方で、男性がそれぞれ自らのジェンダーをどう捉えるかについては、むしろ個人差が拡大しつつあるように思われる。

「価値観の多様化」があらゆる視点から指摘されるようになって久しい。しかし現在言われる「価値観の多様化」の多くは、自分とは異なる価値観を持つ様々な他者と接し、交わり、理解しあい、場合によっては新たな価値観を生む方向性をあまり含んでいないような印象がある。むしろ現在の状況を「価値観の多様化」と呼ぶことにより、自分と価値観の異なる者とは互いに関わりを持たず、結果的に世界が細分化される方向性が含まれるのではないだろうか。男性同士の間でも、ジェンダーをめぐることは、現在これと同じことが起きていると言えるのではないか。つまり、男性が身につけているジェンダー意識、そして実際にどういったジェンダーを生きるかは、世代や生育環境や性格等の違いによって、個人差が大きくなりつつあり、男性同士でも互いが分かりあえない状況が生じつつあると推察されるのである。

例えば、この項目の冒頭に記した「もっと男らしくなりたい」とMHLに相談してきた男性と、「男らしくしろと言われて

て辛い」と相談してきた男性は、両者とも旧来の「男らしさ」の縛りが悩みの原因になっている点で同じである。しかしながら、この二人が仮に同じ職場で日々顔を合わせる間柄であったとすると、「男らしく」あるべきと考える前者の発言が、「男らしさ」に抵抗を感じる後者を苦しめてしまっている、という構造が成立しうる。つまり、同じ「男らしさ」の悩みを持つ男性同士であっても、ジェンダーハラスメントの加害者と被害者になるくらい、同じ男性でも個人によって価値観が異なる場合があると言える。

性的嫌がらせの項でも触れたが、実際に男性が男性によって傷つけられていることは少なくない。それは同じ男性同士であっても、ジェンダー意識のギャップが大きいことが原因となっている。例えば、世代間に生じているギャップという意味では、父親と息子との関係が典型的であろう。学歴や収入、社会的地位などにおいて常に「男らしく」勝ち続けることを期待する父親。息子は、その期待通りに生きていくことができれば問題ないかもしれないが、そうでなかった場合、父親に反発するか、期待に添えず「男らしくない」自分を責めることになる。あるいは、同世代間の例を挙げるならば、性風俗店の嫌いな男性に、職場の同僚がお勧めの性風俗店の話をする。話をする方は、善意で教えていてそれを嫌がる男性がいるということが想像できない。話を聞く方も嫌と言いたいけれど、それは「男らしくない」と馬鹿にされるのではないかと怖くて言えない。これは「生き方」の悩みと言うよりもむしろ男性の男性による性的嫌がらせの一形態として分

類すべきかも知れないが、ケースとしては珍しくない。

社会、とりわけ女性との関係性において、従来の「男らしさ」を振りかざすだけでは、男性がもはや立ちゆかなくなっていることは確かであろう。また、男性も従来の「男らしさ」に男性自身が苦しんでいることに気づきつつある。ただ、これまでの方策が否定されても、それに替わる新たな道筋が示されたわけではない。その上、旧来の「男らしさ」が完全に崩壊したわけでも、社会全体が旧来の「男らしさ」の価値観を捨てる方向で一致して動き出したわけでもない。長年続いてきた社会構造そのものは、なかなか変わらない。男性は今、ある場面では「男らしさ」を要求され、別の場面では「男らしさ」を否定されるような社会を生き抜く必要に迫られている。現在、男性が生育過程で身につけるジェンダー意識、男性が会おう社会の価値観、そしてそれに対して男性がどう反応するか、これら全てが多様化していると言えよう。こうした状況下で、旧来の「男らしさ」が身についた男性はそれが通用しなくなりつつある場面で苦しみ、「男らしい」生き方しか教えられていないがためにそこへしがみついてしまい、女性だけではなく場合によっては結果的に男性をも傷つけてしまう。そして旧来の「男らしさ」に違和感を覚える男性は、社会のなかなか変わらない場面に苦しみ、自分の方が悪いのではないかと自責的になることもある。これがMHLに寄せられる「自分の性格・生き方に関する悩み」から見えてくる、現代日本の男性の状況である。

3 夫婦間の問題

夫婦関係、あるいは離婚に関する問題を男性が相談してくるケースも多い。こうしたケースから浮き彫りになっていく共通のテーマは「夫婦間のコミュニケーションの不足」という背景である。男性のいわば「口下手」さ、自分の感情を言語化することに慣れていないことがネックになっているケースが、多く見受けられる。「妻が自分のことを分かってくれない」という訴えであっても、詳しく聴いていくと、「自分はこう感じている」「自分はこうして欲しい」といった思いを相手にうまく伝えることができていない男性が非常に多い。こうしたことはやはり、「男は黙って」といった旧来の「男らしさ」を自然に身につけて来てしまった結果とも言えるだろう。また逆に、男性が女性の言い分に耳を傾けることができていないケースも多く、「黙って俺についてこい」方式では、もはや立ちゆかなくなっていることを示している。

そして、夫婦間の問題をさらに複雑にしているのが、伝統的な男女の役割分担だと思われる。それに従うならば、男性は結婚前から、女性を「リード」することを求められ、結婚すれば「一家の大黒柱として家族を養う」という非常に大変な役割を背負う。こうした役割を何の疑問も持たずに最後まで貫ける男性は問題ないのであるが、何らかの原因により、結婚生活の途中でその役割を「果たしきれなくなった」男性には、たいてい夫婦間の問題が起きていると言える。「配偶者をリード」できなければ、「一家の大黒柱として家族を養う」ことができなければ、即、「男失格」と思いこんでいる人が多

いからである。例えば、仕事がうまく行かなくなった、リストラされた、等の事情で、「男の役割」を十分果たせなくなる。すると、これまでのように「男としての」自信を持って配偶者に接することができなくなる。そして「弱音を吐くこと」は元々男性には禁止されてきたことなので、配偶者に自分の困っていることを相談することもできず、イライラばかり募って関係がギクシャクしていく、といったケースが、特に中年期に多い。

たとえ定年退職まで「立派に」勤め上げたとしても、退職した途端「濡れ落ち葉」「わしも族」と呼ばれ、妻に疎まれる存在になってしまう男性もいる。長年妻とのコミュニケーションを怠ってきたからそういうことになるのだ、と彼らを責めるのは、確かにそう言える部分もあるが、全く建設的ではない。会社のために、そして家族を養うために、自分の感情や家族とのコミュニケーションを犠牲にすることをよしとしてきた「男らしい」価値観。むしろ彼らはその被害者である。

MHLでは、こうした相談をしてきた男性の気持ちをも十分に聴き、必要に応じて、コミュニケーションの方法についてのアドバイスも行っている。自分の感情を相手に素直に伝えることが苦手な男性の場合、まず自分がどう思っているのか、自分自身で確認することから始める必要がある。感情を表現するということをやこれまでしてこなかったため、自分の感情すら意識的に捉えることが難しくなっているためである。そして、はっきり意識できなくても、とにかく声に出して表現することを勧める。その時大切なのは、内容ではなく、むしろ自分

の感情を表現することそのものであると気づいてもらう。

感情についてコミュニケーションすることは、人間関係を円滑にするのに重要な要素であり、生活を共にする夫婦間では特に重要であろう。ところが、「男は三年に一度片類で笑え」という言葉に象徴されるように、旧来の「男らしさ」では、感情を表現することは避けるべきとされてきた。そのためか、特に中年期以降の男性に、感情表現のアドバイスをすると「そんなことをしてもいいのか」という驚きを伴う反応が返ってくることもある。感情表現は男性にとつてそれだけハードルが高い場合があり、その意識を変えていくには時間がかかるであろう。

4 DV

DVの加害者救済を一つの目標にして開設が決まったMHLであるが、DVに関する相談は一九九五年に開設してから九三年以上、一件もなかった。一九九九年夏に初めてDVの相談を受け、DVが社会的に注目されるようになるのと呼応して、徐々に件数が増えていった。過去九年間の累計でDVの相談は全体の一四%弱であるが、DV防止法が全面施行された二〇〇二年度以降に限ると、全体の二五%を少し超えている。つまり現在では、MHLに寄せられる相談のうち、四割に一件がDVに関するものということになる。そのうち九割は加害者本人からで、残り一割は、加害者の家族からの「加害者を何とかしたい」という間接的な相談と、妻による暴力の被害者からの相談とが半々になっている。

加害者と「救済」

救済されるべきは被害者であると考えられる立場からすれば、「加害者救済」は、その字面だけでも違和感やことによると反感を覚えるものかもしれない。これまでのDV対策で行われてきたのは、ほとんど被害者の救済である。もちろんそれは第一に必要な不可欠なことであるし、現状でもまだ十分とは言えない。しかし、MHLではDVにおいてこれから救済が必要なのはむしろ加害者であると考えている。加害者に対して適切な対応がなければ、被害者も減ることはないし、真の解決にはなりえない。ただし、ここで一点だけ確認しておく。MHLは加害者の立場に立っている。しかしながら決して暴力を容認しているわけではない。暴力は許されるべきことではないし、我々としても加害者にそのことを伝えてきている。しかし、現在行われている、暴力をふるってしまつた男性を責め、単に被害者と隔離するだけのやり方は、決してDVの解決方法とは言えないというのが我々の見解である。

さまざまなDV加害者

MHLにはさまざまな加害男性から相談が寄せられる。個々のケースはそれぞれ複雑な事情を含んでいるが、「パートナーの状況」と「本人の意識」という二つの要素からおおまかな分類を試みることは可能である。この二つを以下のような軸として設定すると、MHLに寄せられた各ケースを座標としてプロットすることができる。

「パートナーの状況」

- ・ パートナーからDVを指摘されてはいない。
 - ・ パートナーから指摘され、どこかに相談するなどして改善して欲しいと言われた。
 - ・ パートナーから別れて欲しいと言われた。
 - ・ パートナーが（妻が子供を連れて）出て行ってしまった。
 - ・ パートナーにすでに保護命令が出されている。
- 「本人の意識」
- ・ 自分はDVの加害者になってしまった、何とかしてやめたいと思っている。
 - ・ パートナーあるいは周りに指摘され、もしくは何か情報を見て知り、自分がしていることがDVに該当するのではないかと思いついた。
 - ・ パートナーに指摘されたが、自分はそれがDVであるとは思わない。
 - ・ 自分がDVの加害者であるという意識は全くない。

具体的な訴えとしては「突然妻が子どもを連れて出て行った。探しているが居場所を誰も教えてくれない。妻を叩いたことはあるが、それが原因でこんなことになるのか。」「妻を殴ってしまった。悪いことをした。出て行って欲しいといわれているが、何とか暴力をやめて、元の夫婦に戻りたい。」「恋人を小突いてしまった。彼女は何も言わないが、DVではないかと思いついて自分で心配になって電話した。どうしたらいいのか。」「といったものになる。できることならば、関係の修復

が可能な早い段階でMHLに相談してもらいたいというのが、我々相談員の願いである。妻や子どもなど全てを失い、すでにどうにもならなくなっているケースは、聴いている方も非常に辛い。男性が自らの暴力行為を語ることは、決して簡単なことではない。DVの加害者になってしまったという自覚があっても、なかなかそれを直視できないことも多い。妻が急に出て行ってしまった等の状況に衝撃を受け、混乱していることもある。しかし、ぼつりぼつりと語られるその声を拾っていくうち、暴力をふるった背景に渦巻くコーラーの複雑な感情が少しずつ見えてくるのである。

DV加害者に見る五つの「被害者性」

繰り返すが、暴力は許されることではなく、DVは「犯罪」である。しかし、単に暴力を責めることは、男性を追いつめることになってしまう。なぜならば、彼らは加害者であると同時に以下のような被害者としての側面を持っているからである。これらが取り扱われなければ、加害者へ適切に対応することはできないと考える。

①「お前が悪い」

暴力をふるってしまった男性が相談に行ったところで、現状では基本的にどこへ行っても「お前が悪い」という態度でしか対応してもらえないし、門前払いになる可能性もある。行政の女性センターなどは、被害者を加害者から隔離保護はするが、加害者の立場に立つて対応することができていない。被害者が逃げてくる同じ場所へ加害者に相談に來られても対

応できないというのは、やむを得ない部分があるが、それならばそれとは別に加害者に対応する窓口があつてしかるべきであろう。実際あちこちで「悪者」扱ひされ、相手にもされず、誰にも自分の言い分を聞いてもらえないまま、傷ついてもどうすることもできなくなつてMHLに相談してくる男性が少なくない。

被害者の立場にすれば、加害者の言い分など聴く必要はない、とにかく近寄るな、ということになつてしまふのは無理もないことなのかもしれない。しかし、加害者の「感情」を聴くことが、どうしても必要になつてくると我々は考えている。暴力をふるうときの怒り、相手に理解して欲しいという気持、暴力をふるつてしまつたということに対する後悔、これからなんとかして自分を変えていきたい、でも変えられないのかという不安、そういったものが受けとめられて初めて、DVの解決につながると思える。せつかくDVをやめようと思つても、「おまえが悪い」では、加害者を傷つけ、追いつめ、解決への道をかえつて閉ざしてしまふことになる。

② 加害してしまつたことでの傷つき

相手を暴力によつて傷つけてしまつた場合、多くの人がそのことで自らも傷つき、後悔し、自分を責めている。加害者のトラウマが被害者よりも重篤であることは、戦争トラウマの研究でも指摘されているとおりである。DVの場合も加害者の実際の声を聞いていると、決して例外ではないことがわかる。

③ 加害者の受けてきた傷

パートナーと言ひ争ひになり、言葉で傷つけられ、自分の感情を言葉で返すことができずに暴力をふるつてしまつたケースもあるだろう。あるいは仕事で精神的に傷つくことがあり、そのしんどさをどうすることもできずに抱え続けているうちに、何かのきっかけで手が出てしまふこともあるかも知れない。いづれにしても、暴力をふるつてしまふに至るまでの過程で、加害者は何らかの傷を直接的、間接的に受けているはずである。加害者が何らかの傷つきや圧力を感じ、それに耐え切れなくなるところから、暴力に至るのであつて、何もなるところから暴力が生まれるわけではない。

④ 「男らしさ」による被害

男性は、感情を言葉で表現できず、暴力をふるつてしまふ。本当は伝えたい感情があるのに、うまく伝えられないことで、男性自身も苦しんでいる。たとえ怒りを感じていたとしても、自分が怒りを感じているということを言葉で表現でき、相手にきちんと伝えることができれば、暴力という行動に出さずに済んだはずである。感情を表に出さず、力で解決するといふやり方は、まさに男性が知らず知らずのうちに「男らしさ」として学んできてしまつたことであり、DVの問題においても、旧来の「男らしさ」が大きな影を落としているのは明らかである。

MHLでは、相談してきた男性の感情を傾聴し、できる限り受け止める。そして、男性も感情を相手に対して素直に表現していい、ということ伝えていく。人は誰でも怒りを感じ

じることがあつて当然であろう。暴力をふるわないためには、怒りの感情を押さえ込むのではなく、その表現方法を暴力以外に求める必要があると考えられる。例えば、同居しているパートナーに暴力をやめて欲しいと言われているコーラーには、怒りを表現できずに爆発しそうになったら、「タイムアウト」をとることを勧めている。「タイム」をとることを相手に伝え、頭を冷やすために一旦家を出て、落ち着いてから怒りの理由を相手に説明する方法である。怒りを感じた時、それが高ぶった時、自分の体がどう反応するか自覚して、爆発する前に行動する。繰り返し練習を重ねながら、実際に暴力を振るわなくなること、自信と、相手の信頼とを次第に得ることができする方法である。

暴力を押さえきれなくなってしまうのは、男性の「男らしさ」のプライドが大きく関係していると考えられる。自分自身のことを、「これでいいんだ」と認めている間は問題ない。ところが、プライドを傷つけられる、あるいは自分の弱い部分を刺激されると、自らが脅かされるのではないかという不安から、緊張が一気に高まり、何とか「男らしい」自分を守ろうとして、場合によっては暴力に至る。そこで男性には、自分の持つ「弱さ」を自覚し、それとどこかで折り合いをつけて、「自分は自分なんだ。これでいいんだ。」という思いを持つことが求められる。これが可能になれば、怒りも大きくならず、落ち着いた表現方法を見つけられるようになる。しかしながら、「男らしさ」の縛りが、強くあらねばという意識をこびりつかせ、男性が自らの「弱さ」を見つめるという作

業を困難にできてしまっている。

⑤再演としてのDV

DVを目撃して育った人が成長して加害者になるケースは、実態を把握できていないものの、少なからず存在するのではないだろうか。この場合、目撃したDVが幼少期のトラウマになり、再演として暴力をふるってしまうという捉え方もできる。このトラウマには、こころの傷という意味合いのほか、自分の精神的安定を図るための攻撃者への同一化と、そのことによる、暴力に寛容で男性が女性を支配する文化の学習といった要素も複雑に絡み合っていると考えられる。こうしたケースに対しては特に、心理臨床・精神医学分野からも専門的な協力が必要になってくると思われる。

DVをなくすために

日本のDV対策はまだ始まったばかりであるが、加害者に対する対応についてもわずかながら議論されるようになりつつある。加害者救済なくしてDVの解決はない。そして、加害者救済において最も大切なのは、これまでに述べたような「加害者の被害者性を含む立場に寄り添うこと」であるとMHLでは考えている。DV加害者を対象にした自助グループの活動も一部で始まり、当事者の立場に立った援助が成果を上げているところもある。MHLのコーラーの一部はこれらの機関へも紹介している。

一方で、DV加害者を「再教育」するプログラムも試みられている。男性がこれまで「学習」してきてしまった「男

しさ」やそれに付随する、暴力を容認する雰囲気を含んだ価値観を変えていくという意味においては、教育的要素も取り入れる必要があると考える。しかし現状で一部に見られる、DVは「悪い」ことだから加害者は「悔い改めるべきである」「徹底的に責任を取るべきである」といった、上からの「罪悪感の押しつけ」によって「教育」する姿勢に対しては疑問を感じる。こうした方法では、男性が自分の感情をさらに押し込めてしまうことになり、傷つきも扱われないため、たとえ徹底的な自責によって暴力を押さえ込んだとしても、むしろ暴力の火種そのものは増加してしまう。ところがこうした「悔い改めよ」型の加害者対応は、被害者サイド、特にフェミニストの理解・賛同を得やすいため、現在一部で広まりつつあり、今後のDV対策の主流になりかねない。この点は注意して見守っていく必要がある。

確かにMHLの提唱するような加害者への対応は、被害者サイドの理解を得にくいかも知れない。加害者を「悪者」にし、「隔離」し、「更正」させる方が、見た目にも分かりやすいし、簡単だからである。実際、我々のやり方は時間がかかる。非常に暴力的になっている男性に対する説得力の弱さや、男性に悪用される（自分は被害者でもあるから暴力は悪くない）という開き直りとして）可能性も指摘できよう。しかし、まず加害者の立場に立つことがなければ、根本的な解決はありえない。DVの解決のため加害者に対して必要なことは、第一にMHLの実践しているような「加害者の立場に立ち、感情を受け止める」ことであり、続いて必要に応じた形で

「ストレスやトラウマ等に対するこころのケア」及び「これまで学んできてしまったジェンダーの縛りから解放されるための学習」であると筆者は考えている。

Ⅲ 今後に向けて

1 男性相談の今後

日本電話相談学会二〇〇一年度大会において、我々の取り組みを初めて紹介した。ちょうどDV法施行直前で、特に行政の女性相談担当者たちの関心は高く、質問攻めにあった。三年後の二〇〇四年現在、わずかながら、自治体で「男性相談」を実施するところが出てきており、MHLもそのいくつかに協力している。今後もこうした動きが広がって欲しいと願っている。

さらに、MHLのような当事者の立場に立った男性相談が窓口となり、ストレスやトラウマ等の問題が重篤なケースについては、より専門的・継続的な心理療法（あるいは精神科医療）へもつなげていけたらと筆者は考えている。やはり現在でも、男性は「悩みを相談する」ということに、女性よりも高いハードルを感じている。このハードルの高さが、男性を相談やこころのケアから遠ざけ、ひいては、男性のうつ症状や自殺等の増加とも深く関わっているはずである。そのハードルを低くすることが今後の課題のひとつであろう。

しかし翻ってみれば、MHLも現在、ホームページを開設している以外、特に目立った広報活動をしていないにもか

わらず、これ以上増えると対応が難しくなるほどの数の電話がかかり続けている。このことから潜在的な需要は非常に高いと考えるべきであろう。前述した行政の女性相談担当者に共通する悩みは「必要性は強く感じているものの、男性相談を受けることのできる相談員が少ない」ということであった。男性相談窓口が増え、敷居が低くなって欲しいと願う一方で、そのための人材は不足しており、新たな相談員養成が大きな課題となっている。

2 男女共同参画社会に向けて

MHLのような、男性も旧来のジェンダーの被害者であるというスタンスに基づく相談事業は、決して男性だけの利益になるものではない。これまで男女ともに縛ってきたジェンダーを根本的に見直すことで、性別を問わずその縛りからの解放を目指している。それに対し、これまでのフェミニストカウンセリングはこのままでは行き詰まってしまうのではないかと思われる。なぜなら男性と女性とが対立する図式にはまり込み、基本的にそこから先へ進んでいないからである。現在のDV対策が、それを象徴的に物語っている。加害男性と被害女性をいかに接触させないかに力が注がれている。それは確かに初期段階においては、身体的暴力の危険性の観点から必要とされる援助ではあるが、次の段階については、何もういジョンが示されていない。加害男性は徹底的に悪とされ、全く発言の機会を与えられず、むしろ男性の方が基本的人権を剥奪される事態さえ実際に生じつつある。DVが原因

とされ、離婚が裁判に持ち込まれた場合、勝ち目のない加害男性側弁護士は、一方的に妻や子どもを奪われていく男性の主張は一切聞かず、慰謝料の打ち合わせだけで裁判の早期決着を目指すのが実態である。男性が女性を抑圧してきた歴史は長く、それについては男性も直視すべき点はあるだろう。しかし、男性を「悪者」にすることで生じさせる「罪悪感」によつて男性を押さえ込み、女性に従わせようとするようでは、結果的に力で力を押さえつける、報復合戦に過ぎなくなってしまう。これでは「男女共同参画社会」の実現に向かつているとは言えないであろう。

本稿でも見てきたように、変化の激しい今の社会において、男性のジェンダー意識は多様化し、混乱していると言える。女性もまた同様かもしれない。その中では、価値観の異なる者同士が、それぞれを認め合い、理解し合う必要がある。そのためMHLができることは、「男らしさ」の鎧に縛られているため、人に悩みを相談しにくいと感じている男性に、「しんどいって言うっていいんですよ」と呼びかけることであろう。男性がもっと気軽に「しんどい」と言える、悩みを相談できる、ひいては自分の感情を自分で素直に表現できるようにすることが、我々の目標であり、真の男女共同参画社会の実現に近づくことであると考えている。

考察としてはまだ不十分であるが、本稿が「性的差異の社会的未来」を考える上で問題提起になれば幸いである。今後、議論の展開を期待し、さらなる考察を試みたい。

註

(1) 相談電話番号〇六・六九四五・〇二五二。毎月第一・第三・第三月曜日の夜七時から九時まで受付。祝日は実施し、正月三が日に該当する場合のみ休み。相談は無料。相談をする側、受ける側ともに匿名でプライバシー厳守。男性専用で、女性からの電話は、他の機関を紹介するなどして基本的にお断りしている。事務局は〒六一二一八〇〇六 京都市伏見区桃山町大島三八―二 桃山南団地二七A―二〇四 森岡方。筆者は二〇〇四年四月から代表。

(2) 筆者自身、主に『男』悩みのホットラインのボランティア活動を通じ、メンズムーブメントに関わってきた。メンズムーブメントとは、一九九〇年代から日本で始まった、旧来の「強く、たくましく」という「男らしさ」を背負いながら生きる男たちが、その「男らしさ」を批判的に捉えなおし、自らを、そして社会を変えていこうという動きである。

(3) 一九九一年四月設立の「メンズリブ研究会」から派生したグループがもたになっている。現在までにメンズリブ研究会を源流に持つ活動がいくつか広がっている。メンズセンター編『男らしさから自分らしさへ』かもがわブックレット、一九九六年、メンズセンター編『男たちの「私」さがし』ジェンダーとしての自分に気づく』かもがわブックレット、一九九七年参照。

(4) Daniel Jay Sonkin, Michael Murphy, *Learning To Live Without Violence: a Handbook for Men*, Volcano Press, 1989.

一九九四年当時は邦訳出版に至らなかったが、後に他の訳者により出版された。中野瑠美子訳『脱暴力のプログラム―男のためのハンドブック』青木書店、二〇〇三年。

(5) 芦屋心療オフィス所長。現在、大阪経済大学人間科学部助教。

(6) 一九九四年度大阪府ジャンプ活動助成事業（大阪府男女共同参画活動助成事業）の認定を受けた。

(7) 団体名としての『男』悩みのホットラインの会員になっている相談員の数である。この中には、月曜に実施している（相談電話番号としての）『男』悩みのホットラインを現在担当せず、協力関係にある行政の男性相談事業を担当している相談員も含まれる。

(8) 甲南大学文学部教授、人間科学研究所兼任研究員、臨床心理士。

(9) 心理療法を専門としている筆者も、男性相談においては、心理療法とはやや聴き方が異なっていると思われる。MHLがこうした方針で相談を受けるのは、「専門家」が話を聴く姿勢ではなく、後述するような、男性がジェンダーの縛りから受けた被害者性、そしてその当事者性を中心に据えているからである。しかし、相談する人の立場に徹底的に立つという意味においては、心理療法との矛盾はなく、心理療法を専門としても、MHLの方針を理解した上での協力は可能であると考えたい。

(10) 精神科医・阿部輝夫が一九九一年日本性科学会にて「セックスストレス」という用語を使用した。阿部が実践するセックス・セラピーについては、著書『セックスストレスの精神医学』ちくま新書、二〇〇四年に紹介されている。

(11) 前掲書、八〇・八二頁。

(12) DVについて基本的な説明は本稿では省く。日本DV防止・情報センター編『知っていますか？ドメスティックバイオレンス一問一答(第三版)』解放出版社、二〇〇四年参照。

(13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律。二〇〇一年一月一部施行、二〇〇二年四月全面施行、二〇〇四年二月改正施行。条文は前掲書一〇〇・一四頁。この法律の制定により、それまでなおざりにされてきた夫婦間の暴力を犯罪として認めることとなり、各自自治体が初めて対策に乗り出した。「暴力の防止」を謳っているが、加害者への対応は具体的に盛り込まれておらず、実質的に単なる被害者の保護についての法律である。二〇〇四年の改正内容は、暴力の相手の定義を元配偶者まで拡大、内容の定義を身体的暴力だけではなく、精神的・性的暴力にも拡大、被害者の子どもへの接近禁止、住居付近のはいかい禁止、退去命令期間の拡大など。

(14) 註4に挙げた邦訳書、三三三・三九頁。

(15) 加害者がそれぞれの体験や思いを語る自助グループ「メンズサポートルーム」については中村正夫『男たちの脱暴力DV克服プログラムの現場から』朝日新聞社、二〇〇三年。

(16) 日本家族再生センター、電話〇七五・五八三・六八〇九。

(17) 東京で「メンタルサービスセンター」を主催する草柳和之が、DV加害者更正の第一人者とされている。草柳和之『DV加害男性への心理臨床の試み―脱暴力プログラムの新展開』新水社、二〇〇四年参照。しかし、草柳の提唱する加害者プログラムは、「あらゆる加害行為に対し徹底して責任をとること」「加害者が本来もつべき、被害者に対して最大限誠意ある世界観の構築」を中心に据えている。筆者はこのプログラムの参加者から直接体験談を聞いたことがあるが、実際に参加者は、徹底的に反省・謝罪をさせられ、非常に自責的になり、被害者に対して「頭が上がらなくなる」ようである。こうしたやり方が、加害者のその後にとってプラスになるのか、男女の対等な関係の構築に結びつき、DVの問題を根本から解決できるのか疑問を感じる。

(18) <http://homepage3.nifty.com/MHL/>

※本稿執筆にあたって、多くの示唆を与えていただいた『男』悩みのホットライン相談員に、末筆ながら感謝を申し上げます。

(はまた ともたか・臨床心理学)

